

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

➢ 6月の製造業 PMI 指数 前月比横ばいの 50.2

【貿易・投資】

➢ 8地域が 2015 年賃上げガイドラインを発表 引上げ幅は鈍化

【金融・為替】

➢ 5月の人民元決済通貨シェア 世界第 5 位を維持

■ RMB REVIEW

➢ 株式相場の動きに反し、人民元は安定推移継続

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

➢ 「国务院弁公庁の“三証合一”登記制度改革の推進加速に関する意見」

➢ 「企業再編業務企業所得税徴収管理の若干の問題に関する公告」他



本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆6月の製造業 PMI 指数 前月比横ばいの 50.2

国家統計局、中国物流購買連合会の1日の発表によると、6月の製造業 PMI 指数は前月比横ばいの 50.2 と、4ヶ月連続で景況感の改善と悪化の分岐点となる 50 を上回った。

但し、主要項目別では、新規受注指数が前月比▲0.5 ポイントの 50.1、新規輸出受注指数が前月比▲0.7 ポイントの 48.2 と、内需外需ともに依然として弱い。また、今後の景況感動向を示す生産経営活動期待指数は前月比▲4.6 ポイントの 52.2 と、3ヶ月連続で下落した。

一方、生産指数は前月比横ばいの 52.9 と、3ヶ月連続で上昇した後、安定的な推移を示している。

なお、非製造業 PMI 指数は前月比+0.6 ポイントの 53.8 となった。国家重点インフラ建設プロジェクトの実施や、不動産市場に回復の兆しが見え始めていること等を受け、建築業の活動が改善しているという。

【貿易・投資】

◆8地域が 2015 年賃上げガイドラインを発表 引上げ幅は鈍化

2015 年 6 月末までに、8 の省・直轄市・自治区政府が 2015 年の企業賃上げガイドラインを発表した。賃上げ幅のうち、基準ラインについては、四川省の前年比横ばいの動きを除き、何れも前年より鈍化した。また、新疆ウイグル自治区は 12% と最も高く設定しているものの、前年より 3 ポイント低下した。景気減速が続く中、人件費上昇が企業収益を圧迫している現状に対し、各地の政府が考慮している表れと見られている。

企業賃上げガイドラインとは、各地方政府の人力資源・社会保障部門が、経済成長、物価水準、失業率等を勘案し、企業に対して示す賃上げ指標で、基準・上限・下限の 3 ラインが提示される。ガイドラインは、法的強制力を持たないものの、企業は自社の業績・支払能力を踏まえて同ガイドラインを目安に当該年度の賃金上昇率を調整するほか、労使交渉のベースともなる。

なお、国家統計局の発表では、2014 年は 23 の省・直轄市・自治区政府が企業賃上げガイドラインを発表し、基準ラインの平均賃上げ幅は 12.4% となった。

＜8地域の賃上げガイドラインの上昇率推移＞

上段：基準ライン 中段：上限ライン 下段：下限ライン

	2012年	2013年	2014年	2015年		2012年	2013年	2014年	2015年
北京市	11.5%	12.0%	12.0%	10.5%	陝西省	13.0%		13.0%	10.0%
	16.5%	16.5%	16.0%	16.0%		19.0%	—	17.0%	15.0%
	4.5%	5.0%	4.5%	3.5%		5.0%		6.0%	5.0%
天津市	16.0%	16.0%	13.0%	10.0%	四川省	13.0%	14.0%	11.0%	11.0%
	22.0%	22.0%	22.0%	18.0%		20.0%	20.0%	18.0%	17.0%
	7.0%	7.0%	4.0%	3.0%		5.0%	7.0%	4.0%	4.0%
山東省	15.0%	15.0%	12.0%	10.0%	新疆ウイグル自治区	16.0%	16.0%	15.0%	12.0%
	22.0%	22.0%	20.0%	18.0%		20.0%	19.0%	18.0%	15.0%
	6.0%	6.0%	4.0%	4.0%		6.0%	6.0%	5.0%	3.0%
山西省	15.0%		13.0%	10.0%	内モンゴル自治区	14.0%	12.0%	11.0%	10.1%
	22.0%	—	20.0%	18.0%		18.0%	17.0%	16.0%	14.5%
	4.0%		4.0%	4.0%		4.0%	3.5%	3.5%	3.0%

（出所）各地方政府の発表を基に作成

CHINA WEEKLY

【金融・為替】

◆5月の人民元決済通貨シェア 世界第5位を維持

国際銀行間通信協会(SWIFT)の6月25日の発表によると、2015年5月の世界通貨取引ランキングで、人民元は3月、4月に続いて第5位を維持し、取引シェアを4月の2.07%から2.18%に伸ばした。

2015年5月時点で中国本土・香港と人民元決済を行っている銀行は1,081行に上り、2年間で22%増加した。また、中国本土・香港と決済を行う銀行全体に占める人民元決済を行う銀行の割合は35%となり、2年間で6ポイント拡大した。

＜通貨別取引シェアランキング＞

通貨名	上段:順位 / 下段:取引シェア						
	2013年	2014年	2015年				
	1月	1月	1月	2月	3月	4月	5月
USD(米ドル)	2	1	1	1	1	1	1
	33.48%	38.75%	43.41%	43.09%	44.64%	45.14%	44.96%
EUR(ユーロ)	1	2	2	2	2	2	2
	40.17%	33.51%	28.75%	28.95%	27.21%	27.36%	27.96%
GBP(イギリスポンド)	3	3	3	3	3	3	3
	8.55%	9.38%	8.24%	8.57%	8.49%	7.96%	7.93%
JPY(日本円)	4	4	4	4	4	4	4
	2.56%	2.49%	2.79%	2.75%	3.07%	2.73%	2.60%
CNY(人民元)	13	7	5	7	5	5	5
	0.63%	1.39%	2.06%	1.81%	2.03%	2.07%	2.18%
CAD(カナダドル)	7	5	6	6	6	6	6
	1.80%	1.80%	1.91%	1.82%	1.93%	1.90%	1.88%
AUD(オーストラリア・ドル)	5	6	8	8	7	7	7
	1.85%	1.75%	1.74%	1.80%	1.88%	1.77%	1.69%
CHF(スイスフラン)	6	8	7	5	8	8	8
	1.83%	1.38%	1.91%	1.85%	1.64%	1.49%	1.45%
HKD(香港ドル)	9	9	9	9	9	9	9
	1.02%	1.09%	1.28%	1.08%	1.17%	1.48%	1.42%
THB(タイ・バーツ)	10	10	10	10	10	10	10
	0.97%	0.98%	0.98%	1.08%	1.04%	1.02%	1.04%

(出所) SWIFTの公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

RMB REVIEW

◆株式相場の動きに反し、人民元は安定推移継続

今週の人民元は 6.20 台後半で寄り付き、6.20 台を中心とした推移が続いた。

中国人民銀行(以下、PBOC)は 6 月 27 日に預貸基準金利の引き下げ及び、三農(農村、農業、農民)や中小企業へ貸出をしている銀行を対象とした預金準備率の引き下げを実施した。基準金利と預金準備率の引き下げを同時に実施するのは 2008 年 10 月以来となる。

利下げの背景には株式市場の急落があろう。5 月の経済指標では、前月比上昇に転じた新築住宅価格指数などに、景気鈍化歯止めの兆しが見えてきたところであった。株式相場的大幅下落を嫌気した投資や消費の冷え込みは、政府や中銀にとって最も回避したい事態だろう。その為、利下げによる投資家心理の改善を狙ったと見られる。

だが、利下げ実施後も株式市場では軟調推移が続いている。中国证券监督管理委员会は市場操作の疑いについての調査を開始した。今後の動向次第では、PBOC が追加利下げする可能性もあり、注意が必要だ。

こうしたなか、中国人民銀行が設定する対ドル基準値は 6.11 台での安定推移が続いた。中国の景気は漸く鈍化に歯止めの兆しが見えてきた程度であったことに加えて、株式市場の急落が中国経済へ及ぼす影響が懸念される状況下、中銀は人民元相場の急激な変動を望んでいないと見られる。来週も、対ドル基準値が安定推移するとみられるなか、現水準を中心とした推移を予想する。

(7 月 3 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2015.06.29	6.2085	6.2085~ 6.2130	6.2087	-0.0003	5.0558	0.0229	0.80091	-0.0001	6.8833	-0.0777	2.8400	4247.39	-145.32
2015.06.30	6.2084	6.2004~ 6.2084	6.2010	-0.0077	5.0777	0.0219	0.79991	-0.0010	6.9250	0.0417	3.3000	4480.50	233.11
2015.07.01	6.2020	6.2008~ 6.2038	6.2011	0.0001	5.0567	-0.0210	0.80005	0.0001	6.8902	-0.0348	2.8000	4245.66	-234.84
2015.07.02	6.2030	6.2026~ 6.2066	6.2049	0.0038	5.0216	-0.0351	0.80044	0.0004	6.8666	-0.0236	2.9000	4097.61	-148.05
2015.07.03	6.2044	6.2036~ 6.2066	6.2057	0.0008	5.0418	0.0202	0.80042	-0.0000	6.8980	0.0314	2.9400	3858.90	-238.71

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2015 年 6 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【政策】

【登記制度改革】

○「国務院弁公庁の“三証合一”登記制度改革の推進加速に関する意見」(国弁発[2015]50 号、2015 年 6 月 23 日発布・実施)

今年の企業登記制度改革の目標は、登記時に営業許可証、組織機構コード証、税務登記証を統合した営業許可証を発行する“三証合一”、営業許可証上に統一の社会信用コードを記載する“一証一碼”を全国で実施し、これにより企業設立、創業を促進することとされている。この改革を急ぐよう地方と国務院各部門に指示したもの。

【規則】

【地域政策】

○『「京津冀協同発展、産業移転企業税収収入分配弁法」の印刷・発布に関する通知」(財預[2015]92 号、2015 年 6 月 3 日発布・実施)

北京、天津、河北 3 地区の区域共同発展戦略に基づく財政措置。3 地区内での企業の移転による税収の変化に対し、移転後 3 年間にわたって移転先地区の税収を移転元地区と 50:50 の比率で分配するもの。■対象となる税目は、増値税、企業所得税、営業税の地方留保分。対象企業は、政府主導で移転する企業で、移転前 3 年の年平均納税額が 2 千万元以上の企業とされ、自己の意志で移転する企業は含まない。今後、他の地区でも同様の措置が採られると見られ、企業が地区を越えて移転しやすくなるものと期待される。

【税】

○「コスト分担協議管理の規範化に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 45 号、2015 年 6 月 16 日公布、同年 7 月 16 日施行)

コスト分担協議は、関連企業間で無形資産の共同開発・譲受、役務の共同提供・接受を行う際の費用を分担する契約のことで、「企業所得税法」で非関連企業間の独立取引の原則に従うことを条件に所得控除が認められている。今年 5 月の国務院決定で「独立取引の原則に合致しているか否かの確認」という非行政許可審査・許可事項が取り消しとなったことを受け、今後の取り扱いを示したもの。■①企業はコスト分担協議は締結日から 30 日以内に主管税務機関に協議の副本を提出し、企業所得税年度申告時に「関連企業業務往来報告表」を提出する、②税務機関は協議の実施を管理し、独立取引の原則、コスト・収益見合いの原則に合致しない場合は特別納税調査・調整を行う、など。■従来は事前許可だったが、企業の申告により所得控除が適用されることになった。

○「企業再編業務企業所得税徴収管理の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 48 号、2015 年 6 月 24 日公布・施行)

【重要】企業グループ内の組織再編での“特殊性税務処理”(課税繰り延べ)に関する公告。上記と同様に、「特殊性税務処理が規定の条件・業務に合致しているか否かの確認」という非行政許可審査・許可事項が取り消しとなったことを受け、今後の取り扱いを示したもの。■再編の当事者企業は、①再編が完了した年度の企業所得税申告をする際に、主管税務機関に所定の報告表と資料を提出する、②合併・分割で一方の当事者を抹消する場合は、税務登記抹消手続きの前に申告する、③再編の主導側(注: 持分・資産買収では譲渡側、合併では被合併側など)がまず申告

CHINA WEEKLY

し、その後他の当事者が主管税務機関に申告する、④申告時には、再編に「合理的商業目的」があることを再編の取引方式、取引の実質的結果、再編の各当事者に及ぼす税務・財務状況の変化、非居住者企業の再編への参与の状況の各方面から一つ一つ説明する、など。一方、税務機関は専用台帳を設け、企業の課税基礎の変化を管理するとしている。■従来は省級国家税務局が企業の申請により“特殊性税務処理”の許可を行っていたが、これが当事者企業の主管税務機関への企業所得税年度申告時の報告で“特殊性税務処理”が適用されることになった。実施は 2015 年度の企業所得税年度申告時からとされている。中国に複数の現地法人を持つ日本企業にとっても、再編がやりやすくなる。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2015 年 8 月 8 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>